

①市町村民税の特別徴収税額の決定通知（6月頃市町村から送付）

[illegible]

市	税割除除前所得割額④					氏 名	指定番号
町	税割除除前所得割額⑤						
村	所得割額⑥					所	宛名番号
	均等割額⑦						
道	税割除除前所得割額④						
府	税割除除前所得割額⑤						
県	所得割額⑥						
	均等割額⑦						
	森林環境税割額⑧						
	特別徴収税割額⑨						
	控除不足額⑩						
額	既充当・既奉託納付額⑪						
	既納付額⑫						
	差引納付額⑬⑭⑮⑯⑰						
	変更前税割額⑱						
	増減額⑲⑳㉑						
	変 更 月						

項目：所得割額

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市(町・村)長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市(町・村)を被告として(市(町・村)長が被告の代表者となります。)

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他の裁決を維持しないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和 年 月 日

市町村長 氏 名 印

問合せ先



令和〇年度（令和〇年分）

住 所	山梨県甲府市丸の内〇〇
氏 名	〇〇 太郎
生 年 月 日	昭和50年5月5日

▼所得金額等	▼所得控除額	▼配偶者
(円)	(円)	
以下余白	基礎控除 430,000	控除対象配偶者
	以下余白	
		▼扶養親族
		特定扶養
		老人扶養
		同居老親
		16歳未満
		その他
		特別障害
		同居特障
		その他障害
	控除合計額 430,000	▼本人該当区分
		未成年
		特別障害
		その他障害
		寡婦
	▼課税標準額 (円)	
	以下余白	
合計所得金額		
繰越控除額		
総所得金額等		

備考：合計所得金額は、分離譲渡所得の特別控除前の金額が含まれます。

▼税額控除等 (円)			▼所得額 (円)		
	市 民 税	県 民 税		市 民 税	県 民 税
税額控除前所得額	*****	*****	減除前所得額	0	0
調整控除	*****	*****	所得額減免額	0	0
配当控除	*****	*****	減免後所得額	0	0
住宅借入金等税額控除	*****	*****	減免前均等割	0	0
寄附金税額控除	*****	*****	均等割減免後	0	0
外国税額控除	*****	*****	減免後均等割	0	0
配当割減額所得割	*****	*****			
所得割調整	*****	*****			
所得割額	0	0			

▼備考
地方税法第295条第3項該当により非課税

上記のとおり相違ないことを証明します。

税証第00000000号

令和〇年〇月〇日
山梨県甲府市長

○○ ○○

公印

この証明書は黒色の電子公印を使用しています。

←**マイナポータル**で、上記の書類と同様の内容を確認できます。

スマートフォンをご利用の場合にはアプリのダウンロードが必要です。